

第3回 白石・福富・有明3町合併協議会会議次第

日 時 平成15年12月10日(水)
場 所 有明町公民館2階ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 会議録署名委員の指名

高 尾 茂 小 野 茂

4. 議 題

(1) 協議事項

- | | | |
|--------|--------------------------|-------------|
| 協議第19号 | 地域審議会の取扱い | (一部修正のうえ確認) |
| 協議第20号 | 議会議員の定数及び任期の取扱い | (継続協議) |
| 協議第21号 | 農業委員の定数及び任期の取扱い | (確認) |
| 協議第22号 | 地方税の取扱い | (確認) |
| 協議第23号 | 使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い) | (確認) |
| 協議第24号 | 納税関係の取扱い | (確認) |
| 協議第25号 | ごみ、し尿処理の取扱い | (確認) |
| 協議第26号 | 国民健康保険事業の取扱い | (確認) |
| 協議第27号 | 各福祉制度(高齢者福祉の取扱い) | (確認) |
| 協議第28号 | 各福祉制度(母子、児童福祉の取扱い) | (確認) |
| 協議第29号 | 各福祉制度(障害者福祉の取扱い) | (確認) |
| 協議第30号 | 社会福祉協議会の取扱い | (確認) |
| 協議第31号 | 保健衛生の取扱い | (確認) |

(2) その他

第4回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

5. 閉 会

第3回 白石・福富・有明3町合併協議会議題目次

(1) 協議事項

協議第19号	地域審議会の取扱い	2
協議第20号	議会議員の定数及び任期の取扱い	3
協議第21号	農業委員の定数及び任期の取扱い	4
協議第22号	地方税の取扱い	5
協議第23号	使用料、手数料等の取扱い(窓口業務関係の取扱い)	11
協議第24号	納税関係の取扱い	13
協議第25号	ごみ、し尿処理の取扱い	15
協議第26号	国民健康保険事業の取扱い	18
協議第27号	各福祉制度(高齢者福祉の取扱い)	21
協議第28号	各福祉制度(母子、児童福祉の取扱い)	25
協議第29号	各福祉制度(障害者福祉の取扱い)	28
協議第30号	社会福祉協議会の取扱い	30
協議第31号	保健衛生の取扱い	33

(2) その他

第4回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	35
---------------------------	----

第3回白石・福富・有明3町合併協議会の報告・協議事項

番 号	項 目	協 議 等 の 経 過
協議第19号	地域審議会の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕一部修正のうえ確認
協議第20号	議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕継続協議
協議第21号	農業委員の定数及び任期の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第22号	地方税の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第23号	使用料、手数料等の取扱い（窓口業務関係の取扱い）	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第24号	納税関係の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第25号	ごみ、し尿処理の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第26号	国民健康保険事業の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第27号	各福祉制度（高齢者福祉の取扱い）	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第28号	各福祉制度（母子、児童福祉の取扱い）	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第29号	各福祉制度（障害者福祉の取扱い）	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第30号	社会福祉協議会の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認
協議第31号	保健衛生の取扱い	第3回協議会〔平成15年12月10日〕提案 第3回協議会〔平成15年12月10日〕確認

上記について、別紙のとおり提出する。

平成15年12月10日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第19号

(第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 提出

(第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 一部修正のうえ確認

協 定 項 目	地域審議会への取扱い
調整の内容	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。 なお、新町のまちづくりに住民の意向を反映させ、各地域の振興及び均衡の取れた一体性のあるまちづくりを推進するため、合併後速やかに、組織のあり方等について検討する。

協 定 項 目	地域審議会の取扱い	関係項目	
調 整 内 容	<p>地域審議会について</p> <p>(1) 目 的 合併に伴い、住民の意見が行政施策に反映されにくくなるとの懸念を払拭するため、創設されたもの</p> <p>(2) 設 置 手 続 き 地 域 審 議 会 地方自治法第138条の4第1項に基づく長の附属機関 地方公共団体の条例制定 制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できる。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">協 議</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">合併関係市町村</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">告 示</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間、区域 ・ 構成員の定数、任期、任免 ・ 諮問事項 ・ その他組織及び運営に関し必要な事項 <p style="text-align: center;">2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割して置くことはできない。</p> <p>(3) 長 所 合併に際し、住民の意向が反映されにくくなるとの懸念を払拭することができる。 合併後の新町において、合併協議会で合意した内容の実施状況を、住民の代表が見守ることができる。</p> <p>(4) 短 所 旧町ごとに設置されるため、旧町意識の温存、新町としての一体感形成の阻害要因となることが懸念される。 行政の附属機関であるため、「諮問 - 答申」の関係が組織運営活動に生まれてくる。</p>		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第20号 (第3回協議会 [平成15年 12月 10日]) 提出
 (第3回協議会 [平成15年 12月 10日] 継続協議

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人以内とし、新町設置の日から50日以内に選挙を行う。 2. 選挙区については、全地域で1選挙区とする。

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目																					
調整内容	<p>議員定数(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>			町名	白石町	福富町	有明町	計	法定定数	22	18	18	58	条例定数	18	12	16	46	現員	18	12	16	46
	町名	白石町	福富町	有明町	計																		
	法定定数	22	18	18	58																		
	条例定数	18	12	16	46																		
	現員	18	12	16	46																		
	<p>任期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>白石町</th> <th>福富町</th> <th>有明町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任期</td> <td>平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで</td> <td>平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで</td> <td>平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで</td> </tr> </tbody> </table>			町名	白石町	福富町	有明町	任期	平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで	平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで	平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで												
	町名	白石町	福富町	有明町																			
	任期	平成15年10月20日から 平成19年10月19日まで	平成15年 5月 1日から 平成19年 4月30日まで	平成12年 4月30日から 平成16年 4月29日まで																			
	区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)																			
	1 合併関係市町村の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議員として在任することができる。																			
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間																				
3 定数 (H15.1.1~適用)	市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 (地方自治法第91条第1項)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 = 26人 2倍を超えない範囲(地方自治法第91条第2項) $\times 2 = 52$ 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべていなくなったときは、地方自治法第91条第2項の定数に復帰する。 (合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は同法第91条の規定にいたるまで減少する。 3町 議員数(条例定数) 46人 (上記は、平成15年1月1日以降の条例定数)																				
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。																				
5 選挙すべき議員の数	定数と同じ	定数と同じ																					
6 補欠選挙の適用	有	有	無																				

協 定 項 目	農業委員の定数及び任期の取扱い
調 整 の 内 容	1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する。 2. 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づき30人とする。

協 定 項 目	農業委員の定数及び任期の取扱い	関係項目				
調 査 内 容	3町の現況					
	白石町	福 富 町	有 明 町			
	農業委員会の委員の 及び任期	農業委員会の委員の 及び任期	農業委員会の委員の 及び任期			
	(1) 定 数 22 人 選挙委員 16 人 選任委員 6 人 ・議会推薦 4 人 ・農協推薦 1 人 ・農業共済推薦 1 人 (2) 任 期 平成13年 4月 1日から 平成16年 3月31日まで	(1) 定 数 17 人 選挙委員 10 人 選任委員 7 人 ・議会推薦 5 人 ・農協推薦 1 人 ・農業共済推薦 1 人 (2) 任 期 平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	(1) 定 数 21 人 選挙委員 14 人 選任委員 7 人 ・議会推薦 5 人 ・農協推薦 1 人 ・農業共済推薦 1 人 (2) 任 期 平成13年 4月30日から 平成16年 4月29日まで			
	平成14年4月1日現在					
町 名	区 分					
	農 地 面 積 (全 域 h a)	農 家 数 (1 0 a 以上耕作)	生 産 法 人 数 (1 0 a 以上耕作)			
白 石 町	2,908	1,614	1			
福 富 町	1,400	746				
有 明 町	1,882	1,118				
計	6,190	3,478	1			
定数						
農業委員会等に関する法律施行令 第2条の2 [選挙による委員の定数の基準] 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。						
	区 分	定数の基準				
1	(1) その区域内の1,300ha以下の農業委員会 (2) 10a以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下				
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下				
3	その区域内の農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農家数が6,000を超える農業委員会	40人以下				
新町の農業委員会の委員の定数及び任期について						
区 分	選 挙 委 員			選 任 委 員	備 考 (要件等)	備 考 (根拠法令)
	選出方法等	定 数	任 期			
新町に1つの農業委員会を置く場合	原 則	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任	農委法第3条第1項 公選法第33条第3項
	在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1項 第1号及び第2項
選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」必置となります。						

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第22号

(第3回協議会【平成15年12月10日】)提出

(第3回協議会【平成15年12月10日】)確認

協 定 項 目	地方税の取扱い
調 整 の 内 容	市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び納期については、3町差異がないため、現行のとおりとする。

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	個人市町村民税について									
調整の具体的内容	現行のとおりとする。（地方税法、町税条例、税に関する特例条例のとおり）											
調 整 内 容	個人市町村民税	白 石 町	福 富 町	有 明 町								
	納税義務者	3町相違点なし * 均等割の税率（地方税法第310条） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 町 村</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人口50万以上の市</td> <td style="text-align: center;">年額 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口5万以上、50万未満の市</td> <td style="text-align: center;">年額 2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口5万未満の市及び町村</td> <td style="text-align: center;">年額 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			市 町 村	税 率	人口50万以上の市	年額 3,000円	人口5万以上、50万未満の市	年額 2,500円	人口5万未満の市及び町村	年額 2,000円
	市 町 村				税 率							
	人口50万以上の市				年額 3,000円							
	人口5万以上、50万未満の市				年額 2,500円							
	人口5万未満の市及び町村				年額 2,000円							
賦課期日												
税 率												
申告期限												
納 期 等												

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	法人市町村民税について	
調 整 内 容	調整の具体的内容	現行のとおりとする。 (地方税法のとおり)			
	法人市町村民税		白 石 町	福 富 町	有 明 町
	納税義務者	町内に事務所又は、事業所を有する法人 ： 均等割、法人税割 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する 法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの又は、 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人 の定めのあるもの : 均等割			
	税 率	法人税割： 法人税額の12.3% 均等割 : 資本等の金額50億円超、従業員50人超 300万円 資本等の金額10億円超、50億円以下、 従業員50人超 175万円 資本等の金額10億円超、従業員50人以下 41万円 資本等の金額1億円超、10億円以下、 従業員50人超 40万円 資本等の金額1億円超、10億円以下、 従業員50人以下 16万円 資本等の金額千万円超、1億円以下、 従業員50人超 15万円 資本等の金額千万円超、1億円以下、 従業員50人以下 13万円 資本等の金額千万円以下、 従業員50人超 12万円 上記以外の法人等 5万円			
	申告期限	法人税の申告期限まで			
納 期 限	申告納付				

3町相違点なし

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	固定資産税について	
調整の具体的内容		現行のとおりとする。 （地方税法、税に関する特例条例のとおり）			
調 整 内 容	固定資産税		白 石 町	福 富 町	
	課税客体	土地、家屋、償却資産	3町相違点なし		
	納税義務者	固定資産の所有者			
	賦課期日	1月1日			
	税率及び免税点	課税標準額の1.4% 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円			
	非課税の範囲	地方税法第348条による			
	申告期限	償却資産の申告 1月31日			
	納 期 限	1期：6/30 2期：7/31 3期：8/31 4期：9/30 5期：10/31 6期：11/30 7期：12/28 8期：1/31 9期：2/末日 10期：3/31			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	軽自動車税について		
調整の具体的内容		現行のとおりとする。 (地方税法、町税条例のとおり)				
調 整 内 容	軽自動車税		白 石 町	福 富 町		
	課税客体	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、 2輪の小型自動車				
	納税義務者	軽自動車の所有者				
	賦課期日	4月1日				
	税 率	原動機付自転車	3町相違点なし			
		・総排気量0.05リットル以下のもの又は、定規出力 0.6キロワット以下のもの				1,000円
		・2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、 0.09リットル以下のもの又は、定規出力が0.6 キロワットを超え0.8キロワット以下のもの				1,200円
		・2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるも の又は、定規出力が0.8キロワットを超えるもの				1,600円
		・3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超 えるもの又は、定規出力が0.25ワットを超えるも の				2,500円
		軽自動車				
・2輪のもの(側車付のものを含む)		2,400円				
・3輪のもの		3,100円				
・4輪以上のも(乗用:営業用)		5,500円				
・4輪以上のも(乗用:自家用)		7,200円				
・4輪以上のも(貨物:営業用)	3,000円					
・4輪以上のも(貨物:自家用)	4,000円					
・専ら雪上を走行するもの	2,400円					
小型特殊自動車						
・農耕作業用のもの	1,600円					
・その他のもの	4,700円					
2輪の小型自動車	4,000円					
納 期	5月11日～5月31日					

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		地方税の取扱い	関 係 項 目	市町村たばこ税について	
調整の具体的内容		現行のとおりとする。(地方税法、町税条例のとおり)			
調 整 内 容	市町村たばこ税		白 石 町	福 富 町	
	納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に 売り渡す場合において、その製造たばこに対し て当該売渡を行う卸売業者等に課する	3町相違点なし		
	課税標準	売渡、消費に係る製造たばこの本数 喫煙用紙巻たばこ以外については、次により 紙巻たばこ1本に換算 喫煙用 パイプたばこ・・・1g 喫煙用 葉巻たばこ・・・1g 喫煙用 刻みたばこ・・・2g かみ用 製造たばこ・・・2g かぎ用 製造たばこ・・・2g			
	税 率	1,000本につき2,977円 (旧3級品紙巻たばこは、1,000本につき1,412円)			
	申告期限・納期	先月の販売分について、翌月末日までに申告納付			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	地方税の取扱い	関 係 項 目	前納報奨金制度について	
調整の具体的内容	前納報奨金制度については、現行のとおりとする。			
調 整 内 容	前納報奨金制度 (個人市町村民税、固定資産税)	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	報奨金率	納期前に納付した税額の100分の0.5に納期前に係る月数(1ヶ月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た報奨金を交付する。ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合はこれを交付しない。	左記に同じ	左記に同じ
	交付限度額	限度額なし	限度額なし	限度額なし

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第23号

(第3回協議会 [平成15年12月10日])提出
(第3回協議会 [平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	使用料・手数料の取扱い 1. 窓口業務関係の取扱い
調 整 の 内 容	窓口業務関係手数料については、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併時に統一する。

協 定 項 目	使用料・手数料の取扱い 1. 窓口業務関係の取扱い	関 係 項 目	手数料の状況について No.1
---------	------------------------------	---------	-----------------

調 整 内 容	調整の具体的内容	3町で手数料が異なっている住民票の記載事項証明(全員分)については、白石町の例による。			
	手数料の状況 No.1	白石町	福富町	有明町	調整額
	1) 印鑑証明	200	200	200	200
	2) 印鑑登録証の再交付	500	500	500	500
	3) 外国人登録済証	200	200	200	200
	4) 住民票の写しの交付(全員分)	400	400	400	400
	5) 住民票の写しの交付(一部分)	200	200	200	200
	6) 住民票の除票の写しの交付	200	200	200	200
	7) 住民票の記載事項証明(全員分)	400	200	200	400
	8) 住民票の記載事項証明(一部分)	200	200	200	200
	9) 住民基本台帳の閲覧(一件分)	200	200	200	200
	10) 戸籍の附票の写しの交付、閲覧(全員分)	400	400	400	400
11) 戸籍の附票の写しの交付、閲覧(一部分)	200	200	200	200	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		使用料・手数料の取扱い 1. 窓口業務関係の取扱い			関 係 項 目	手数料の状況について No.2
調 整 内 容	手数料の状況 No.2	白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 額	
	1 2) 戸籍の除票の写しの交付(全員分)	400	400	400	400	
	1 3) 戸籍の除票の写しの交付(一部分)	200	200	200	200	
	1 4) 戸籍届等の写しの交付	350	350	350	350	
	1 5) 婚姻受理証明(上質紙)	1,400	1,400	1,400	1,400	
	1 6) 身分証明	200	200	200	200	
	1 7) 納税証明書	200	200	200	200	
	1 8) 所得証明書	200	200	200	200	
	1 9) 課税に関する証明	200	200	200	200	
	2 0) 資産に関する証明	200	200	200	200	
	2 1) 土地建物に関する証明	200	200	200	200	
	2 2) 土地情報の閲覧又は図面等の交付	200	200	200	200	
	2 3) 上記以外のその他の証明、諸書類調整手数料	200	200	200	200	
	2 4) 住宅用家屋証明申請手数料	1,300	1,300	1,300	1,300	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第24号

(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 提出

(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 確認

協 定 項 目	納税関係の取扱い
調 整 の 内 容	1. 納税組合の補助金制度については、合併時に各町の現状を考慮し、新たに交付基準を策定する。 2. 納税組合については、合併後、他市町村の動向をふまえながら、納税組織の見直し等を含めて検討する。

協 定 項 目	納税関係の取扱い	関 係 項 目	納税関係について No.1
調整の具体的内容	1. 納税組合の構成については、白石町の例による。 2. 交付税目については、住民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税（口座振替者も含む）とする。 3. 交付率については、白石町の例による。ただし、1人につき交付限度額を2万円とする。 4. 手当支給及び完納表彰等については、合併時に廃止する。ただし、事務費謝礼は有明町の例による。		

調 整 内 容	納税組合 No.1				
	平成13年度		白石町	福富町	有明町
	組 合 数		174	135	184
	組 合 員 数		3,095	1,246	2,049
	交 付 金 額		7,124 千円	9,606 千円	7,040 千円
	納 付 状 況	調 定 額	756,269 千円	310,104 千円	486,910 千円
		収 入 額	737,109 千円	308,425 千円	471,605 千円
		収 納 率	97.5%	99.5%	96.9%
	補 助 金 の 交 付 基 準	組 合 の 構 成 人 員	10世帯以上で、班の 全員加入は10世帯未 満でも可	地域組合 10世帯以上	地域組合 10世帯以上
		交 付 税 目 と 交 付 率	住民税、固定資産税、 軽自動車税、国保税 ・各納期までに完納 ・・・ 1%	住民税、固定資産税、 軽自動車税、国保税 ・納期までに完納 ・・・ 3%	住民税、固定資産税、 軽自動車税、国保税 ・納期までに完納 ・・・ 2%
交 付 制 限		・各納期までに95%以上 納付 ・・・ 0.5% ・年度末において年税 総額を完納 ・・・ 1%	・各納期後10日以内 で完納 ・・・ 2%	・納期までに95%以上 納付 ・・・ 1.5% ・1人につき限度額 1万円	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		納税関係の取扱い		関係項目		納税関係について No.2	
納税組合 No.2							
平成13年度		白石町	福富町	有明町	調整案		
補助金の交付基準	手当	組合報償金 ・10世帯まで2,000円 ・10世帯を超えれば1世帯につき100円加算	設立助成金 ・10～20人 1,000円 ・20人を超えれば1人につき50円加算 納税組合活動報償金 ・1組合均等割2,000円 ・特別徴収者1人につき約700円	・組合設置補助金 …… 3,000円 事務謝礼 ・1組合 1,000円 ・組合員1人につき …… 300円	・組合設置補助金 …… 廃止 事務謝礼 ・1組合 1,000円 ・組合員1人につき …… 300円		
	その他	なし	なし	部落完納表彰 ・1組合 20,000円 ・組合員1人につき …… 200円以下	廃止		
口座振替の状況							
平成13年度		白石町	福富町	有明町			
取扱税目	集合徴収	6,964 件	2,848 件	4,332 件			
	軽自動車税	7,678 件	3,329 件	4,735 件			
納期数	集合徴収	10 期	10 期	10 期			
	軽自動車税	1 期	1 期	1 期			
利用者数	集合徴収	1,879 人	224 人	802 人			
	軽自動車税	1,364 人	169 人	609 人			
利用率	集合徴収	27.0 %	7.9 %	18.5 %			
	軽自動車税	17.8 %	5.1 %	12.9 %			

調整内容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第25号

(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 提出

(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 確認

協 定 項 目	ごみ・し尿処理の取扱い
調 整 の 内 容	<p>ごみ・し尿処理の取扱いについては、住民生活に極めて密接に関係するため、地域性を考慮し、急激な変化を及ぼすことがないように調整する。</p> <p>なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を作成する。</p>

協 定 項 目	ごみ・し尿処理の取扱い	関 係 項 目	ごみ処理の状況について No.1
---------	-------------	---------	------------------

調整の具体的内容	<p>1. ごみの収集品目については、現行どおりとして合併後に統一する。</p> <p>2. ごみの収集回数及び場所については、住民サービスの低下を生じないように、当面現行どおりとし、合併後に統一する。</p>
----------	---

調 整 内 容	ごみの収集品目・収集場所・収集回数				
	区分	白 石 町	福 富 町	有 明 町	
	可燃ごみ(収集回数)	ステーション (週2回)	ステーション (週2回)	ステーション (週2回)	
	不燃ごみ(")	" (月1回)	" (月2回)	" (月1回)	
	粗大ごみ(")	町有地 (大型年1回)	町指定の集積所 (大型年1回)	町有地 (大型年1回)	
		ステーション (小型2月1回)	各地区公民館 (小型月1回)	ステーション (小型月1回)	
	資源ごみ	かん(")	ステーション (月2回)	各地区公民館 (月1回)	" (月1回)
		ビン類(")	" (")	" (")	" (")
		ペットボトル(")	" (月1回)	" (")	" (")
		古紙(")	婦人会指定集積所 (2月1回)	" (")	拠点 (2月1回)
		古布(")	" (4月1回)	" (")	" (")
		容器包装紙類	" (2月1回)	" (")	" (")
		容器包装プラ類	" (")	" (")	" (")
	電球・蛍光灯等(")	役場 (随時)	" (月1回)	役場 (随時)	
	使用済み乾電池(")	役場・リサイクル協力店 (")	" (")	" (")	
白色トレイ等	" (")	リサイクル協力店 (随時)	" (")		
		各地区公民館 (月1回)			

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	ごみ・し尿処理の取扱い	関 係 項 目	ごみ処理の状況について No.2																																																																	
調整の具体的内容	ごみ袋等の種類及び販売単価については、合併時に次のとおりとする。 (1)可燃ごみ(大)：35円、可燃ごみ(小)：25円、不燃ごみ：35円、粗大ごみシール：200円、 (2)資源ごみ(缶類、ビン、ペットボトル、プラスチック)：各35円、ボランティア(可燃、不燃)：無料。																																																																			
	(単 位 : 円) <table border="1" data-bbox="277 376 1480 903"> <thead> <tr> <th colspan="5">ごみ袋等の種類及び販売単価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>白 石 町</th> <th>福 富 町</th> <th>有 明 町</th> <th>調 整 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可 燃 ご み</td> <td>(大)</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(小)</td> <td>25</td> <td></td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不 燃 ご み</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗 大 ご み シ ー ル</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資 源 ご み</td> <td>(か ん)</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(ビ ン)</td> <td>36</td> <td></td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(ペットボトル)</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>(プラスチック)</td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボ ラ ン テ ィ ア</td> <td>(可 燃)</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(不 燃)</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			ごみ袋等の種類及び販売単価					区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 額	可 燃 ご み	(大)	36	35	36	35	(小)	25		25	25	不 燃 ご み		36	35	36	35	粗 大 ご み シ ー ル		200	200	200	200	資 源 ご み	(か ん)	36	35	36	35	(ビ ン)	36		36	35	(ペットボトル)	36	35	36	35	(プラスチック)		35		35	ボ ラ ン テ ィ ア	(可 燃)			0	0	(不 燃)		0	0
ごみ袋等の種類及び販売単価																																																																				
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 額																																																															
可 燃 ご み	(大)	36	35	36	35																																																															
	(小)	25		25	25																																																															
不 燃 ご み		36	35	36	35																																																															
粗 大 ご み シ ー ル		200	200	200	200																																																															
資 源 ご み	(か ん)	36	35	36	35																																																															
	(ビ ン)	36		36	35																																																															
	(ペットボトル)	36	35	36	35																																																															
	(プラスチック)		35		35																																																															
ボ ラ ン テ ィ ア	(可 燃)			0	0																																																															
	(不 燃)		0	0	0																																																															

調
整
内
容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	ごみ・し尿処理の取扱い	関係項目	し尿処理の状況について		
調整の具体的内容	し尿処理の収集及び汲取手数料については、3町とも差異がないため、現行のとおりとする。				
調整内容	し尿収集及び汲取手数料				
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町	
	1. 収集体制	許可業者による個別収集	許可業者による個別収集	許可業者による個別収集	
	2. 収集方法	随時	随時	随時	
	3. 汲取手数料 一般世帯	世 帯 割	1世帯につき1ヶ月 312円 (1ヶ月以内に2回以上汲取る場合は 2回目から1回につき 389円)	左記に同じ	左記に同じ
		人 頭 割	1人につき1ヶ月 294円	1人につき1ヶ月 294円	1人につき1ヶ月 294円
		従 量 制	18リットルにつき 170円	18リットルにつき 170円	18リットルにつき 170円
	その他の業態	従 量 制	18リットルにつき 170円	18リットルにつき 170円	18リットルにつき 170円

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第26号

(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 提出
(第3回協議会 [平成15年12月10日]) 確認

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱い
調 整 の 内 容	<p>国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。</p> <p>(2) 国民健康保険財政調整基金については、合併時に各町の現有額をすべて持ち寄る。</p> <p>(3) 保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。</p>

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱い	関 係 項 目	国民健康保険税について
---------	--------------	---------	-------------

調 整 の 具 体 的 内 容	1. 国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。			
調 整 内 容	国民健康保険税	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	1. 保険税率(医療分)			
	(1) 所得割	7.00%	6.70%	6.00%
	(2) 資産割(土地家屋)	-	-	-
	(3) 被保険者均等割(1人当り)	20,000円	22,000円	20,000円
	(4) 世帯別平等割(1世帯当り)	33,000円	29,000円	29,000円
	(5) 課税限度額	530,000円	530,000円	530,000円
	2. 保険税率(介護分)			
	(1) 所得割	0.85%	0.85%	0.88%
	(2) 被保険者均等割(1人当り)	7,000円	6,500円	6,800円
	(3) 世帯別平等割(1世帯当り)	4,500円	4,000円	4,300円
	(4) 課税限度額	80,000円	80,000円	80,000円
	3. 納期	10期	10期	10期

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	国民健康保険事業の取扱い		関 係 項 目	基金について
調 整 内 容	基金	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	基金の名称、金額及び内容	・国民健康保険給付準備積立基金 250,000,000円 (H15.3月末現在)	・国民健康保険給付準備積立基金 209,380,847円 (H15.3月末現在)	・国民健康保険給付費支払準備基金 59,136,453円 (H15.3月末現在)
	毎会計年度において国保特別会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合、当該年度以前3ヶ年度においておこなった保険給付に要した費用の3ヶ月分に相当する額に達するまで積み立てる。(白石町、有明町) 毎年度基金として積立てる額は、その年の財政事情により決定する。(福富町)			
	・高額療養費資金貸付基金 5,000,000円	・高額療養費資金貸付基金 3,000,000円	・高額療養費資金貸付基金 5,000,000円	
	高額療養資金を貸し付けることにより、経済的自立の助長、促進と生活の安定を図る。			
	・国民健康保険出産費資金貸付基金 2,000,000円	・国民健康保険出産費資金貸付基金 1,000,000円	・国民健康保険出産費資金貸付基金 1,000,000円	
出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上を図る。				

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		国民健康保険事業の取扱い		関 係 項 目		国民健康保険事業について	
調整の具体的内容		人間ドック及び脳ドックについては、合併時に検診内容等を統一し、実施する。					
人間ドック等		白 石 町		福 富 町		有 明 町	
1. 種類	・人間ドック ・脳ドック	・人間ドック ・脳ドック		・人間ドック ・脳ドック		・人間ドック	
2. 対象者及び要件	・被保険者 (40歳～70歳までの偶数年齢の者と 45歳、55歳、65歳の者)	・被保険者となった期間が1年以上である者 ・30歳以上の被保険者 ・国保税の滞納がない者		・被保険者となった期間が1年以上である者 ・30歳以上の被保険者 ・国保税の滞納がない者		・40歳から64歳までの被保険者	
3. 検診内容	1. 診察・総合指導、2. 聴診・打診、3. 身体計測、4. 視力、5. 色視、6. 聴力、7. 血圧測定、8. 胸部X線、9. 呼吸機能、10. 心電図、 11. 胃部透視、12. 眼底カメラ、13. 便検査、14. 尿検査、15. 血液検査、16. 血液型、17. 血沈、18. 超音波(腹部)、 19. 婦人科検診(子宮ガン・乳ガン) * 検査項目は、各町共通であるが、白石町と福富町ではHBS抗原検査を実施している。						
4. 委託先	・武雄杵島地区医師会 ・白石共立病院(脳ドック)	・武雄杵島地区医師会 ・佐賀県医師会 ・白石共立病院(脳ドック)		・武雄杵島地区医師会 ・佐賀県医師会 ・白石共立病院(脳ドック)		・武雄杵島地区医師会	
国民健康保険運営協議会		白 石 町		福 富 町		有 明 町	
1. 選任区分及び人数	・被保険者代表 ... 4名 ・医師代表 ... 4名 ・公益代表 ... 4名	・被保険者代表 ... 4名 ・療養担当者代表 ... 4名 ・公益代表 ... 4名		・被保険者代表 ... 4名 ・療養担当者代表 ... 4名 ・公益代表 ... 4名		・被保険者代表 ... 4名 ・保険医又は保険薬剤師代表... 4名 ・公益代表 ... 4名	
2. 任期	・2年間		・2年間		・2年間		
3. 報酬等(年額)	*有明町のみ日額報酬				(単位:円)		
	会 長	63,500	70,000	6,200			
	委 員	50,500	55,000	5,900			
	費用弁償	1,000	1,000	1,000			
4. 開催時期	・議会開会前		・議会開会前		・議会開会前		
5. 審議内容	・予算、条例、表彰等の 他必要事項		・予算、条例、表彰等の 他必要事項		・予算、条例、表彰等の 他必要事項		

調
整
内
容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目

国民健康保険事業の取扱い 【 資料1 】

国民健康保険世帯数、被保険者数 (平成15年3月31日現在)

(単位：世帯、人、%)

区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	合 計
世帯数	全 世 帯 数	3,729	1,586	2,374	7,689
	国 保 加 入 世 帯 数	2,295	1,057	1,533	4,885
	加 入 率	61.54%	66.65%	64.57%	63.53%
人 口	総 人 口	13,687	5,690	9,005	28,382
	被 保 険 者 数	5,521	2,787	4,071	12,379
	加 入 率	40.34%	48.98%	45.21%	43.62%

1人当たりの保険税・費用額 (平成14年度)

・ 一般+退職者

(単位：円)

区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町
1 人 当 り 保 険 税	66,844	69,819	59,562
1 人 当 り 費 用 額	199,728	191,772	211,725

平成15年度需用額

(単位：円、%)

	白石町	福富町	有明町	合計
保 險 給 付 費	802,288,635	436,083,538	628,436,126	1,866,808,299
保 險 税	280,801,022	152,629,238	219,952,644	653,382,905
平 成 1 4 年 度 収 納 率	95.08%	98.24%	95.08%	95.86%
需 要 額 (医 療 分)	295,331,323	155,363,638	231,334,291	681,601,194
需 要 額 (介 護 分)	31,390,898	16,766,291	24,763,926	72,921,115

* 1.平成14年度収納率の「合計」は、95.86%で計算していますので、各町の合計とは一致しません。

2.保険税は、保険給付費に35%を乗じて積算しています。

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		国民健康保険事業の取扱い 【 資料 2 】		保険税課税シュミレーション（医療分・介護分）	
		（医療分）		（介護分） （単位：円）	
区 分		平成15年度最新課税状況	白石町の現行税率	白石町の現行税率	
税 率 等	所得割		7.00%	0.85%	
	均等割		20,000	7,000	
	平等割		33,000	4,500	
	賦課限度額	530,000	530,000	80,000	
	課税対象額	4,993,460,026	5,818,609,016	3,509,916,155	
	被保険者数	12,043	12,043	4,117	
	世帯数	4,838	4,838	2,796	
	所得割額	329,588,791	407,302,631	29,834,287	
	均等割額	246,316,000	240,860,000	288,190,000	
	平等割額	149,322,000	159,654,000	12,582,000	
	合計年税額	725,226,791	807,816,631	71,235,287	
	限度額超過額	24,329,437	41,373,134	1,004,979	
	軽減額	93,855,600	89,622,000	6,960,850	
調定総額	607,041,754	676,821,497	63,269,458		
調定総額 + 軽減額	700,897,354	766,443,497	70,230,308		
1世帯当り保険税		125,474	139,897	22,629	
1人当たり保険税		50,406	56,200	15,368	
賦 課 割 合	応能割合	43.55%	47.74%	41.05%	
	所得割	43.55%	47.74%	41.05%	
	資産割				
	応益割合	56.45%	52.26%	58.95%	
	均等割	35.14%	31.43%	41.03%	
	平等割	21.30%	20.83%	17.92%	
（単位：千円）					
各年度末基金保有額		平成17年度	263,538		
		平成18年度	263,908		
		平成19年度	264,278		
		平成20年度	253,254		
		平成21年度	107,626		
		平成22年度	-54,562		

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第27号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 1. 高齢者福祉の取扱い
調 整 の 内 容	<p>高齢者福祉の取扱いについては、高齢者がいつまでも生きがいを持ち続けられ、安心して暮らせる環境づくりに配慮し、調整に努める。</p> <p>(1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。</p> <p>(2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 新町において、老人保健福祉計画を策定する。</p> <p>(4) 敬老祝金については、従来の実績をふまえ、支給額等を統一する。</p> <p>(5) 敬老会については、実施内容を統一し、旧町単位で開催する。</p>

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 1. 高齢者福祉の取扱い	関 係 項 目	敬老祝金について				
調整の具体的内容	敬老祝金については、80歳(10,000円)、85歳(15,000円)、90歳(20,000円)、95歳(30,000円)、100歳以上(50,000円)とする。						
調 整 内 容	敬老祝金						
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案		
	敬 老 祝 金	75歳	5,000円				
		80歳	10,000円	80歳	10,000円	80歳	10,000円
		85歳	15,000円	85歳	15,000円	85歳	15,000円
		90歳	20,000円	90歳	20,000円	90歳	20,000円
		95歳	25,000円	95歳	25,000円	95~99歳	30,000円
100歳以上		30,000円	100歳以上	100,000円	100歳以上	100,000円	
白石町の事業主体は、社会福祉協議会である。							

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 1. 高齢者福祉の取扱い			関 係 項 目	敬老会について
調整の具体的内容	敬老会については、次のとおりとする。 1. 実施日及び場所については、老人週間の期間中に旧町単位で開催する。 2. 対象者については、75歳以上の者とする。 3. 記念品料等については、合併後調整する。				
調整内容	敬老会				
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
	実 施 日	9月15日	9月15日	9月15日	老人週間中（平日になる場合あり）
	場 所	白石町社会体育館	福富中学校体育館	有明町スカイパーク ふれあい郷「自有館」	旧町単位
	対 象 者	白石町内に居住する 75歳以上の者	福富町内に居住する 75歳以上の者	有明町内に居住する 75歳以上の者	75歳以上の者
	催 し 物	・式典 ・余興	・式典 ・余興	・式典（希望者のみ合同 金婚式を折り込む） ・余興	・式典 ・余興 （業者委託 100千円）
給 付 物	・菓子、飲み物 ・記念タオル（JAより） ・記念品 最高齢者男女各5名 夫婦共86歳以上 （社協より）	・菓子、酒、お茶 ・花束（高寿者、米寿者） ・記念品（100歳以上、 100歳以上 新規該当者 高寿者 米寿者 新規夫婦健在 無診療者 ・記念品（JAより） ・記念品（婦人会より）	・弁当、酒、お茶 ・記念品 ・米寿記念品料 ・高齢者夫婦祝金 ・男女最高齢者記念品料 ・無受診者健康祝金 ・郵便局白寿祝金 ・記念品（JAより） ・記念品（婦人会より）	・新町において調整	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 1. 高齢者福祉の取扱い	関 係 項 目	各種事業について No.1	
調整の具体的内容	1. 生きがい対応型デイサービスについては、合併後に参加料等を統一し、実施する。			
調 整 内 容	生きがい対応型デイサービス			
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	対 象 者	・おおむね65歳以上で、 介護保険法に基づく要介 護認定申請をおこない非 該当と判定された者、又 は非該当相当と認められ る者	・おおむね60歳以上で、 次の全項目に該当する者 介護保険法に基づく要介 護認定申請をおこない非 該当と判定された者、又 は非該当相当と認められ る者 感染性疾病を有しない者	・介護保険法に基づく要介 護認定申請をおこない非 該当と判定された者
	事 業 内 容	・送迎 ・給食サービス ・健康状態の確認 ・入浴サービス ・生活相談 ・生きがい活動	左記に同じ	左記に同じ
	参 加 料	・1日当たり 600円	・1日当たり 600円 ・実施施設は、参加料の他 に材料費などを徴収する ことができる	・1日当たり 700円 ・デイサービス総合保険料 として月額 100円を 別途負担
委 託 先	・白石町社会福祉協議会	・福富町社会福祉協議会 ・特別養護老人ホーム 「麗風会」	・有明町社会福祉協議会	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 1. 高齢者福祉の取扱い	関 係 項 目	各種事業について No.2	
調整の具体的内容	1. 配食サービスについては、3町が同じ内容で実施しており継続する。 2. 老人緊急通報システム事業については、合併後に委託先・機種等を統一し、実施する。 なお、個人負担については、利用料を無料とし、設置費用を有料とする。			
調整内容	配食サービス			
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	対 象 者	・おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、老衰及び疾病等の理由により調理が困難な者	左記に同じ	左記に同じ
	事 業 内 容	・昼食、夕食を毎日利用者へ届ける。	左記に同じ	左記に同じ
	利 用 料	・1食当たり 350円	左記に同じ	左記に同じ
	委 託 先	・白石地区農業協同組合（ひまわり会）	左記に同じ	左記に同じ
	老人緊急通報システム事業			
	区 分	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	対 象 者	・おおむね65歳以上の虚弱もしくは寝たきり等のひとり暮らし老人で、日常生活を営む上で常時注意を要する者 ・その他、特に町長が必要と認める者	左記に同じ	・おおむね65歳以上のひとり暮らしの者で、日常生活を営む上で、担当民生委員が常時注意を要すると判断した者 ・その他、特に町長が必要と認める者
	貸 与 発 信 装 置	・緊急通報機本体一式 ・定温式火災センサー ・ガス感知器	・緊急通報機本体一式	左記に同じ
利 用 料	・利用料 …… 無料 ・設置費用 …… 15,750円	・利用料 …… 無料 ・設置費用 …… 無料	・利用料 …… 無料 ・設置費用 …… 無料	
委 託 先	・富士警備保障（株）	・福岡安全センター（株）	・富士警備保障（株）	

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い													
調 整 の 内 容	母子・児童福祉の取扱いについては、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努める。 (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。 (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。 (3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、統一化を図る。													
協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い				関 係 項 目	保育事業について No.1								
調 整 の 具 体 的 内 容	1. 保育施設については、基本的に現行のとおりとし、新町において児童福祉計画を策定する中で検討する。 2. 保育料については、定員151名以上の保育料徴収金基準額を採用し、階層区分は国の基準どおりとする。 また、減免率は原則10%とし、各階層ごとに新町予算の範囲内で調整を図る。 ただし、同一世帯に18歳未満の児童が3人以上同居し、その扶養義務者と生計を一にする場合の第3子以降の1人入所については、減免率を30%とする。 なお、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。													
調 整 内 容	保育所の数													
		白 石 町		福 富 町		有 明 町		3 町						
	公立保育所	3		1		3		7						
	私立保育所	1		0		0		1						
	合 計	4		1		3		8						
	年度当初の保育所入所者数内訳 (平成14年度)													
	・ 保 育 所 別 (単 位 : 人)													
		白 石 町				福 富 町	有 明 町			3 町				
		六 角 保育園 (公立)	あかり 保育園 (公立)	福 田 保育園 (公立)	須 古 保育園 (私立)	福 富 保育園 (公立)	ふたば 保育園 (公立)	わかば 保育園 (公立)	みのり 保育園 (公立)	私 立	公 立	総 計	公立計	平均
	定 数	120	160	45	120	150	120	60	60	120	715	835	715	102
入 所 者 数	138	133	51	87	112	63	55	45	87	597	684			
入 所 者 数 - 定 数	18	27	6	33	38	57	5		15	33	118	151		
・ 各 町 別 (単 位 : 人)														
	白 石 町				福 富 町	有 明 町			3 町					
定 数	445				150	240			835					
入 所 者 数	409				112	163			684					
入 所 者 数 - 定 数	36				38	77			151					

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		各福祉制度の取扱い 2. 母子・児童福祉の取扱い			関 係 項 目		保育事業について No.2						
調 整 内 容	保育料			白石町	福富町	有明町	定員151名～ 新町保育料額	(単位:円)	151名以上の 基準額				
	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			国の基準額 ×95%	国の基準額 どおり	国の基準額 どおり							
	階層区分	定 義											
	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3歳未満児	0	0	0				0	0	0	
			3歳児	0	0	0				0	0	0	
			4歳以上児	0	0	0				0	0	0	
	第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市	非課税世帯	3歳未満児	8,500	9,000				9,000	8,100	9,000	
				3歳児	5,700	6,000				6,000	5,400	6,000	
				4歳以上児	5,700	6,000				6,000	5,400	6,000	
	第3階層	町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 課税世帯	3歳未満児	18,520	19,500				19,500	17,550	19,500	
				3歳児	15,670	16,500				16,500	14,850	16,500	
				4歳以上児	15,670	16,500				16,500	14,850	16,500	
	第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	3歳未満児	28,500	/				30,000	27,000	30,000	
				3歳児	25,650	/				27,000	24,300	27,000	
				4歳以上児	25,650	/				27,000	24,300	27,000	
				3歳未満児	/	25,000				/	/	/	
				3歳児	/	22,000				/	/	/	
				4歳以上児	/	22,000				/	/	/	
			32,000円以上 64,000円未満	3歳未満児	/	28,000				/	/	/	/
				3歳児	/	25,000				/	/	/	/
				4歳以上児	/	25,000				/	/	/	/
				3歳未満児	42,270	/				30,000	35,600	44,500	
				3歳児	35,330	/				27,000	30,690	34,110	
				4歳以上児	29,330	/				27,000	25,020	27,800	
	第5階層	64,000円以上 80,000円未満 80,000円以上 160,000円未満 64,000円以上 112,000円未満 112,000円以上 160,000円未満	64,000円以上 80,000円未満	3歳未満児	/	30,000				/	/	/	
				3歳児	/	27,000				/	/	/	
				4歳以上児	/	27,000				/	/	/	
				3歳未満児	/	44,500				/	/	/	
3歳児				/	34,880	/	/	/					
4歳以上児				/	28,570	/	/	/					
64,000円以上 112,000円未満 112,000円以上 160,000円未満			3歳未満児	/	/	30,000	/	/					
			3歳児	/	/	27,000	/	/					
			4歳以上児	/	/	27,000	/	/					
			3歳未満児	/	/	37,250	/	/					
			3歳児	/	/	29,620	/	/					
			4歳以上児	/	/	27,000	/	/					
第6階層	160,000円以上 408,000円未満	3歳未満児 3歳児 4歳以上児	57,950	44,500	44,500	48,800	61,000						
			35,330	34,880	33,320	30,690	34,110						
			29,330	28,570	30,810	25,020	27,800						
第7階層	408,000円以上	3歳未満児 3歳児 4歳以上児	57,950	44,500	60,000	64,000	80,000						
			35,330	34,880	37,030	30,690	34,110						
			29,330	28,570	30,810	25,020	27,800						

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第29号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い
調 整 の 内 容	<p>障害者福祉の取扱いについては、家庭や地域において、生きいきと生活し活動できるように配慮し、調整に努める。</p> <p>(1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業および障害者の社会参加に係る事業については、引き続き推進し、新町において調整する。</p> <p>(2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 新町において、障害者福祉計画を策定する。</p>

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い	関 係 項 目	各種事業について No.1
---------	---------------------------	---------	---------------

調整の具体的内容	1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、合併時に対象者を統一し、1枚500円の利用券を年間24枚交付する。
----------	---

調 整 内 容	重度心身障害者タクシー利用助成事業		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由(下肢、体幹) 又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>1枚500円の利用券を年間24枚交付</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ 精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>1枚560円の利用券を年間24枚交付</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由(下肢、体幹) 又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・ 知的障害者と判定され、療育手帳(A)の交付を受けた者 ・ 精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・ その他、町長が必要と認める者 <p>【助成額】</p> <p>タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い 3. 障害者福祉の取扱い	関 係 項 目	各種事業について No.2
調整の具体的内容	2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に対象者、サービス内容を統一し、利用料を徴収する。		
調 整 内 容	寝具洗濯乾燥サービス事業		
	白 石 町	福 富 町	有 明 町
	<p>【対象者】 身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p>【サービス内容】 ・掛布団、敷布団、毛布の3点一式 ・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式 ・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式</p> <p>【利用料】 無 料</p> <p>【委託先】 (株)エンドレス佐賀</p>	制度なし	<p>【対象者】 重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者</p> <p>【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布の3点一式</p> <p>【利用料】 600円</p> <p>【委託先】 (株)エンドレス佐賀</p>

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第30号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	社会福祉協議会の取扱い
調 整 の 内 容	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。 また、新町は社会福祉協議会と協力しながら、福祉サービスの質の向上や地域福祉の充実に努める。

協 定 項 目	社会福祉協議会の取扱い			関係項目
調 整 内 容		白 石 町	福 富 町	有 明 町
	設 立 年	昭和32年10月 日	昭和33年 月 日	昭和52年 月 日
	評 議 会	25 名	23 名	26 名
	理 事 事	12 名	9 名	9 名
	監 事 事	2 名	2 名	2 名
	職 員 数 (臨時等を含む)	4 名	12 名	11 名
	事 務 所 ・ 所 有 者	老人福祉センター内 白石町所有	福祉センター内 福富町所有	老人福祉センター内 有明町所有
	平 成 1 3 年 度 決 算 額	歳 入 50,057,903 円 歳 出 46,768,278 円	歳 入 28,848,069 円 歳 出 28,371,609 円	歳 入 59,337,608 円 歳 出 55,593,947 円
	基 金 ・ 積 立 金 (H 14.3.31 現 在)	10,111,000 円	12,335,789 円	51,316,161 円
	町 補 助 金 (H 13 年 度)	15,308,000 円	8,392,636 円	21,595,226 円
	委 託 料 (H 13 年 度)	5,582,958 円	13,044,817 円	18,684,355 円
	車 両 ・ バ イ ク 等	普通乗用車 1 台 リフト付軽ワゴン 1 台 軽トラック 1 台 ワゴン車 1 台	軽貨物 2 台 ・町所有分 軽貨物 1 台	小型貨物バン 1 台 リフト付小型乗用 1 台 車イス移動車 1 台 ・町所有分 普通乗用車 1 台
	年 会 費 等	一般会費 700 円 賛助会費 1,000 円	一般会費 500 円 賛助会費 1,000 円 法人会費 1,000 円	一般会費 500 円 賛助会費 1,500 円

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		社会福祉協議会の取扱い		関係項目
調 整 内 容		白 石 町	福 富 町	有 明 町
	団 体 事 務 の 内 訳	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金分会 日本赤十字社分区 ボランティア連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア連絡協議会 手をつなぐ育成会 共同募金分会 日本赤十字社分区 	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金分会 日本赤十字社分区 ボランティア連絡協議会
補 助 ・ 委 託 事 業 (H 14 年 度)	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センター管理運営 ・ふれあいデイサービスセンター管理運営事業（生きがい対応型デイサービス） ・移送サービス事業 ・介護者教室・交流事業 ・児童遊園地維持管理事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・ふれあいサロン支援事業 ・心配ごと相談事業 ・ボランティア養成等事業 ・ボランティア協力校補助金 ・ボランティア連絡協議会助成 ・シルバー人材センター運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター管理事業 ・生きがい活動支援通所事業 ・寝たきり老人紙オムツ支給事業への協力 ・在宅高齢者介護支援事業 ・軽度生活援助事業 ・ホームヘルパー派遣事業 ・3級ヘルパー養成研修事業 ・慰霊祭事業 ・ボランティアセンター事業 ・ボランティア情報誌発行 ・生活福祉資金貸付事業 ・手話講座 ・救急法及び災害食講習会 ・心配ごと相談事業 ・福祉資金貸付事務委託 ・修学資金貸付事務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談事業 ・ケアネットワーク有明事業 ・ボランティア連絡協議会活動支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・軽度生活援助事業 ・生活管理指導員派遣事業 ・生きがい活動支援通所事業 ・外出支援サービス事業 ・高齢者食生活改善事業 ・家族介護教室事業 ・家族介護者交流事業 ・家族介護用品支給事業 ・寝たきり老人紙オムツ支給事業 ・高齢者パソコン教室 ・高齢者レクリエーション講座 ・身体障害者訪問介護 ・障害児紙オムツ支給事業への協力 ・介護保険認定調査委託事業 ・シルバー人材センター運営 	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		社会福祉協議会の取扱い			関係項目
調 整 内 容		白 石 町	福 富 町	有 明 町	
	社 協 単 独 事 業 (H 14 年 度)	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動義援金配分 ・米寿祝 ・高齢者料理教室 ・緊急連絡カード作成事業 ・祝品・見舞品配布事業 ・児童福祉教室 ・子供用品フリーマーケット ・新入学児童祝品支給事業 ・杉の子バスハイク ・中学卒業生祝品支給事業 ・初級手話教室 ・ボランティア協力校担当者会議 ・福祉器具貸出事業 ・社会福祉大会 ・町民福祉意識調査 ・物故者への供物 ・児童遊園地遊具設置補助 ・ホームページ作成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい義援金配分及び要援護者事業 ・合同金婚式 ・老人と子供のふれあい広場 ・小・中学生福祉体験教室 ・母子・父子家庭図書券配布 ・手をつなぐ育成会親の集い ・ボランティア協力校活動 ・ボランティア保険半額負担 ・福祉器具貸出事業 ・社会福祉大会 ・香典返し寄付者初盆供物 ・葬祭具貸出事業 ・町民福祉意識調査 ・行路人援護旅費助成 ・災害援護見舞金 ・家庭介護法講習会 ・男性の介護法講習会 ・先進地視察研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動義援金配分 ・行路人援護旅費助成 ・ふれあい給食サービス ・ふれあいいいきサロン ・合同金婚式 ・県在宅介護者リフレッシュ事業参加助成 ・おもちゃ図書館の支援 ・誕生祝ぞうり贈呈事業 ・児童遊園地遊具補修助成 ・障害者デイサービス ・ボランティアスクール ・わんぱく手話講座 ・小中学生ふくしの標語・絵画コンクール ・ボランティア連絡協議会助成 ・福祉器具貸出事業 ・社会福祉大会 ・災害援護見舞金 ・アルミ缶回収事業 	
	広 域 事 業 (H 14 年 度)	・わくわく自然塾	・わくわく自然塾	・わくわく自然塾	
	介 護 保 険 事 業 (H 14 年 度)			<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業 	

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第31号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	保健衛生の取扱い
調 整 の 内 容	保健衛生の取扱いについては、住民の健康の保持増進に配慮しながら、住民サービスの低下を生じないように調整する。 (1) 各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る。 (2) 結核予防事業及び予防接種事業については、基本的に現行のとおりとする。 (3) 乳幼児医療助成事業については、小学校就学前までを対象とする。

協 定 項 目	保健衛生の取扱い	関 係 項 目	各種健康診査について
調整の具体的内容	1. 成人健康診査の個人負担額については、各種検診費用の3割を原則とし、合併時調整する。 2. 予防接種事業において、実施方法に差異のある事業については、個別接種の方向で調整する。		

(単 位 : 円)

成人健康診査					
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
基 本 健 診 (3 9 歳 以 下)	対 象 者	1 8 歳 从 3 9 歳	1 8 歳 从 3 9 歳		1 8 歳 从 3 9 歳
	個 人 負 担	1,300	1,300		1,300
肝 疾 患 検 診	対 象 者	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上
	個 人 負 担	0	0	400	0
胃 が ん 検 診	対 象 者	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上
	個 人 負 担	900	900	1,000	1,000

予防接種事業					
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
三 種 混 合	対 象 者	3 ~ 9 0 ヶ 月 児	左 記 に 同 じ	6 ~ 9 0 ヶ 月 児	3 ~ 9 0 ヶ 月 児
	実 施 方 法	個 別 接 種		集 団 接 種	個 別 接 種
二 種 混 合	対 象 者	小 学 校 6 年 生	左 記 に 同 じ	左 記 に 同 じ	小 学 校 6 年 生
	実 施 方 法	集 団 ・ 個 別 接 種			

調 整 内 容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目		保健衛生の取扱い	関係項目	乳幼児医療助成事業について
調整の具体的内容		1. 3歳未満については、現行のとおりとする。 2. 3歳以上小学校就学前の全疾患を対象とし、新町において調整する。		
乳幼児医療助成事業（3歳未満）				
区 分		白石町	福富町	有明町
全 疾 患	対 象 者	0歳以上3歳未満の者	左記に同じ	左記に同じ
	個 人 負 担	1医療機関につき 1月300円		
乳幼児医療助成事業（3歳以上小学校就学前）				
区 分		白石町	福富町	有明町
全 疾 患	対 象 者	3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし
	助 成 額	個人負担額の全額を助成する（保険対象分）	個人負担額が月額17,700円を超えた額について助成する（保険対象分）	
歯 科 医 療	対 象 者	3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし
	助 成 額	個人負担額の全額を助成する（保険対象分）	個人負担額が月額17,700円を超えた額について助成する（保険対象分）	

調整内容

第4回 白石・福富・有明3町合併協議会の日程について

開催日時 平成15年12月25日(木) 午後1時30分から
場 所 白石町 総合センターホール